

国立大学法人北海道教育大学附属札幌小学校いじめ防止基本方針

「国立大学法人北海道教育大学附属学校いじめ防止方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校児童の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、大学、本校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと

4 いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び本校教職員は

- ・ 本校の児童の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・ いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

6 本校におけるいじめの防止

- (1) 学校経営方針において、児童が他者との信頼関係の中で安全で安心して学校生活を送ることができることを重視し、いじめを許さない環境作りに組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、思いやりある人間関係を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- (3) 学級・学年における活動及び児童会活動等を通じ、児童がいじめ防止のために主体的に取り組むことができるよう支援する。

7 いじめの早期発見のための対策

- (1) いじめを早期に発見するため、Q-Uテスト等を通じて、学級内における人間関係の調査を行い、実態を把握する。また、児童に対して年2回アンケートによるいじめの調査を行い、結果をもとに面談・聞き取りも行い事実関係の詳細を把握する。
- (2) 年2回設定されている保護者との個人懇談及び児童との面談を通じて、いじめを含む人間関係の相談も行う。
- (3) 日常的に、児童や保護者がいじめに係る相談ができるように、教師との信頼関係を構築するとともに、スクールカウンセラー及び大学教員を積極的に活用し、いじめ防止及び問題解決のための協力関係を強化する。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 学校説明会及び学年学級懇談会等を利用して、適切な携帯電話等の情報機器の利用の仕方や情報モラルなどについて保護者に啓発する。
- (2) 児童及び保護者への啓発活動の一環として、外部講師を招きインターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラルの学習を、高学年及び保護者を対象に少なくとも2年に一度は開催する。
- (3) 児童の発達段階に応じ第4学年以上において学級活動、道徳の時間、総合的な学習の時間等の授業の中で、情報モラルの重要性及びインターネットを通じたいじめの防止について年間1回は取り上げる。

9 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 本校に「いじめ対策委員会」を設置する。
- (2) 構成員は以下の通りとする。
 - ・校長 ・副校長 ・主幹教諭 ・教務主任 ・指導部長 ・学年主任 ・養護教諭
 - ・必要に応じてスクールカウンセラー及び大学教員
- (3) 活動内容については以下の通りとする。
 - ・いじめ防止及び早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ・いじめ防止の啓発に関すること
 - ・いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) 「いじめ対策委員会」は、学期に1度開催するものとする。緊急の場合には随時行う。
- (5) その他、いじめ防止に関わる指導計画の立案及び児童の活動への支援。

10 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたときや、児童がいじめを受けていると思われるときなど、いじめが疑われる事象を認知したときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、大学に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行い、講じた対策について大学に報告する。
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。
- (4) いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処する。

11 校長・副校長及び教員による懲戒

校長・副校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えるものとする。

12 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を大学へ報告する。
- (2) 大学と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めたとき、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

13 学校評価等における留意事項

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等を加え、適正に評価する。

策定 平成26年 3月31日
改正 平成29年 8月18日